4. 環境影響要因の抽出

堺市が定める「事前配慮指針」に基づき、2.3.7 に示す複数の事業計画案の設定（煙突の配置）における環境影響要因を、事業特性や地域特性を踏まえて抽出した。抽出した環境影響要因の内容を表 4.1 に示す。

※本事業においては、工事の実施における影響も想定されるが、複数案間では工事による環境影響が大きく異なると想定されないため、工事の実施を環境影響要因に含めないこととした。なお、実施計画書以降は工事の実施を環境影響要因として取り扱うこととした。

表 4.1 環境影響要因の内容

区分	環境影響要因	環境影響要因の内容
施設等の存在	施設等の存在	・煙突配置が異なることにより主要な眺望点における景観への影響が異なる可能性が考えられる。
施設等の供用	施設の稼働	・計画施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる窒素酸化物等により、周辺地域において影響を及ぼすおそれがある。